

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月25日

【会社名】 株式会社robot home

【英訳名】 robot home Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 古木 大咲

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役執行役員CFO 安井 慎二

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座六丁目10番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社robot home 名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目10番20号6階)
株式会社robot home 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町二丁目5番31号3階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年3月24日に提出いたしました第20期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

(省略)

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の連結売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

(訂正後)

(省略)

また、財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しております。

(1)全社的な内部統制の評価

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定いたしました。

その結果、当社及び連結子会社3社を対象として選定し、その合計は連結売上高(連結会社間取引消去後)の95%以上を占めております。なお、その他の連結子会社7社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

(2)業務プロセスに係る内部統制の評価

当社グループは不動産開発販売業、賃貸住宅管理業を主たる事業としております。連結売上高(連結会社間取引消去後)は、各事業拠点の実績及び成長性を最も的確に反映する指標であり、取引規模に比例して財務報告に係るリスクも高まることから、事業拠点の重要性を判断する指標として適切と判断いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の当連結会計年度の連結売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。加えて、売上高基準には達していないものの、グループ内の建物施工業務を担い、原価管理や建物品質管理の観点から重要な機能を有している建設請負子会社を、別途評価対象としております。その結果「重要な事業拠点」として選定した拠点は3拠点となり、連結売上高の77%を占めております。なお、評価範囲に含まれていない事業拠点については、金額的重要性及び質的重要性並びにリスクの発生可能性が僅少であることを確認しております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」、「販売用不動産」及び「仕掛販売用不動産」を選定いたしました。これらは不動産事業における開発・販売活動等の主要な取引に直結し、貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響が大きいため、それらに至る業務プロセスを評価対象としております。

さらに、重要な事業拠点が否かにかかわらず、当社グループ全体を対象として、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、かつ見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。具体的には、不動産市況等の影響を受ける「販売用不動産の評価」、「投資有価証券の評価」に係るプロセス、進捗率の見積りを伴う「工事進行基準」、将来の課税所得の見積りを伴う「税効果会計」に係るプロセス等を、財務報告への影響を勘案して選定しております。

(3) ITに係る全般統制及び業務処理統制の評価

財務報告の信頼性を確保するため、評価対象とした業務プロセスに関連する基幹システム及び周辺システムを対象として、ITに係る全般統制の整備・運用状況及び業務処理統制を評価しております。

特に、プログラムの開発・運用に係る変更管理プロセス、及びシステムへのアクセス権限の管理について重要性を考慮し、重点的に評価範囲としております。